

学校教育法第93条第2項に基づき学長が教授会の  
意見を聴くことが必要な事項に関する内規

(平成27年4月1日学長裁定)

学校教育法第93条第2項及び教授会規程第7条第2項第2号に基づき、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学生の修学、表彰及び懲戒に関する事項
- (2) 授業科目の編成に関する事項

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。